

消 防 震 第 1 5 号
平成17年3月30日

各都道府県防災主管部長
殿
東京消防庁・政令市消防長

消防庁震災等応急室長

緊急消防援助隊に係る応援等実施計画及び受援計画について

このことについては、「緊急消防援助隊運用要綱にかかる留意点について」(平成16年3月26日付け消防震第20号)に基づき計画の策定等についてお願いしているところですが、昨年の緊急消防援助隊の出動事例等を踏まえて、本日付け消防震第14号により緊急消防援助隊運用要綱(以下「要綱」という。)を改訂することとしており、この要項改訂と合わせて、応援等実施計画及び受援計画についても、下記のとおり策定又は見直しを行われるようお願いします。

記

1 応援等実施計画

要綱第3条第3項の都道府県隊応援等実施計画については、平成16年3月26日付け消防震第20号「緊急消防援助隊運用要綱に係る留意点について」中の別添2の参考例を参照の上、必要な事項を定めていただきたいこと。

また、東海地震及び南関東地域直下型地震における緊急消防援助隊の運用方針等については、平成17年2月4日付け消防震第2号により通知しているので、進出拠点にいたる出動ルート等について各都道府県及び消防機関において、検討いただきたいこと。

2 受援計画

要綱第21条の受援計画については、別添の参考例を参照の上、まだ策定されていない団体においては早急に策定いただきたいこと。また、策定済みの団体においても、要綱第10条の緊急消防援助隊調整本部に関する事項をはじめ必要な事項について、適宜検討を加え、所要の見直しを行っていただきたいこと。なお、緊急消防援助隊調整本部は、市町村災害対策本部又は都道府県災害対策本部が設置された場合においては、それらの中でその機能を果たすとする事で差し支えないものであるが、努めて災害対策本部に近接する場所に独立して設置していただきたいこと。

また、受援計画の内容を適宜地域防災計画にも反映させる等両計画の整合を図られたいこと。

3 その他

- (1) 応援等実施計画及び受援計画については、全国合同訓練、地域ブロック合同訓練及び震災訓練等の機会を通じて検証し、その実効性の確保に努めていただきたいこと。
- (2) 緊急消防援助隊調整本部の運用の徹底について（平成16年11月9日付け消防震第76号）に基づき、緊急消防援助隊調整本部運営員の指定についてお願いしているところあるが、人事異動等により変更があった場合は、その都度、役職名及び氏名を都道府県及び代表消防機関相互に通知するとともに、都道府県を通じて消防庁に対しても連絡していただきたいこと。
- (3) 平成14年4月26日付け消防災第43号「緊急消防援助隊受援計画の策定について」は、廃止すること。

担当：震災等応急室広域応援係 佐野、花海、居島、坂上、井上 電話 03-5253-7527
